

## 岡山市入札外部審議委員会の概要

平成23年度第4回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成24年2月3日(金) 午後1時30分から午後3時00分

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員(敬称略 五十音順)

井上 信二, 内田 通子, 菊池 捷男, 妹尾 直人, 松本 正子

#### 4 事務局

##### (1)岡山市

内村財政局長, 松井統括審議監, 三谷監理課長, 岡本契約課長, 宮安契約課課長補佐, 竹田契約課工事契約係長, 矢部監理課主任, 皿井監理課主任

##### (2)水道局

岸本統括審議監, 近藤管財課長, 國富管財課課長補佐, 御幡管財課契約係長, 桜井管財課副主査, 神崎管財課主任

#### 5 会議次第

##### (1)開会

##### (2)議題

- ① 岡山市抽出案件について審議
  - ア 長期契約の契約保証について
  - イ 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業  
(設計, 建設, 運営及び維持管理業務)
- ② 岡山市水道局抽出案件について審議
  - ア CP用不断水簡易仕切弁
  - イ 鑄鉄くず売却
- ③ その他

## 6 会議概要

### ①ア 長期契約の契約保証について

Q: 現在, 5年の長期継続契約については, どのような保証金の設定をしているのか。

A: 5年間分の契約金額の合計の1割を徴取している。

Q: 契約規則に, 「一部を減額することができる」という条項を加えるということだが, この「一部」の基準というのは定めないのであるか。

A: 基準を定めることは困難である。

Q: 他の政令指定都市のどこか参考にしたのか。

A: 仙台市を参考にした。

Q: 仙台市は全部または一部ということだが, 岡山市は一部免除だけか。

A: 一部の減額が原則であるが, 全部の減額ということもあり得る。

Q: 条文の体裁の問題で, 第32条の柱書で「こういう場合には納付させないことができる」とあって, 第1号から第11号までは「～とき。」で結んでいるが, 改正案第12号だけ, 「この場合において～」という文言があることが, 不自然ではないか。

A: 規則の改正漏れを防ぐため, この案とした。

Q: 一般的な法令解釈の原則からいうと地方自治法施行令第167条の16の第1項は, 規則で定める率又は額をとあるので, 市長の権限を利用するというのは違法になるのではないか。

A: 「規則で定める」と書いている以上, 原則は規則で定めなければならないと考えている。

Q: 「原則として一部」というときの「一部」はどのくらい裁量があるのか。極端に言うと, 1円でもいいということか。市長の裁量の幅が大きすぎて法律上問題ではないか。

A: 案件によってどのくらいの減額になるか, 様々なケースが想定されるので, 幅を持たせた書き方になっている。運用基準としては保証金額を契約年数で割った額としようとするもの。基本的には非常に長期なものに対してまずは減額していくというのが前提になる。システムの開発の場合だと, 開発の2, 3年に関しては, 開発部分に対しての額の10%, 以降運営については残額を運営期間で除した1年間分の額の10%というのを想定している。

Q: そこまで考えているのであれば, なぜ規定化しないのか。

A: 長期継続契約では, どういった事態が起こるかわからないので, 規定化が困難なためである。

Q: そこが「規則に定める。(市長の裁量を認めない。)」ということに反するのではないのか。例えば「自分の知り合いだから保証金は免除だ。」とか政治的な思惑により, あるいはそれ以外の理由で増減できるということになると, 圧力がかかりやすくなるのではないか。規則への委任が, その規則がさらに市長に委任すると, 市長に認められるか認められないかということになる。

A: 地方自治法の趣旨に反するとしたら, やはりおかしいと思う。

Q: 長期にわたると保証金を納めるのが困難であるということで, 検討していると思うが, 金額の多寡とか, 例えば5年にわたる長期であって契約金額がいくら以上のものだとか, そういうものは規定しなく

てよいのか。

A:金額の多寡というのは特に考えていなかった。

(再度、改正案を作成して審議することとなり、継続審議案件となった。)

①イ 岡山市西部 RP 整備・運営事業について

Q:各参加企業の技術評価点をどうするかということだが、評価委員は全部で何人か。

A:今回参加した委員は、合計9名で、すべて市の職員である。その他、外部の学識経験者2名に意見をもらっている。

Q:多数決か。

A:合議なので、意見を出し合って最終的に1つの評点を付けるという形を取る。

追加で説明すると、総合評価という方式では、プロセスの中で学識経験者の意見を聴くこととなっており、この学識経験者は技術評価の点をつける上では参加していないが、検証の結果については、忠実で適正なものとの意見書をもらっている。

②ア CP用不断水簡易仕切弁 Φ600 1組について

Q:指名業者は、2者で少ないようだが、なぜか。

A:この物品は特殊なため、製造ができる業者は2者しかいないためである。

Q:この案件を抽出事案にした理由は何か。

A:指名競争入札の郵便入札については、2者指名して、内1者が普通郵便で送られてきた場合、どういった対応とするかが、規定に明記されてなかったため、対応に苦慮している。結果的には、競争性が確保されているということで、入札手続きを続行して落札としたが、この判断について、意見をいただくため、抽出案件とした。

A2:やむを得ない判断であると思う。

②イ 鑄鉄くず売却について

Q:許容価格は、なぜかなり低く設定しているのか。

A:許容価格は、残存価格(帳簿価格)で設定しているので、低い額になっている。

Q:このような高い価格で売却できたのはなぜか。

A:実勢価格を加味していない(=帳簿価格)ということになるためと考えられる。

Q:許容価格は、実勢価格を加味しなければならないのではないか。今の許容価格の設定では、資産価値があるものを岡山市が安く売っているのかと誤解されるのではないか。

A:市場価格はなかなか把握困難であるが、それに近い数字を使うよう努力する。